

# 半期報告書

(第22期中) 自 平成18年1月1日  
至 平成18年6月30日

株式会社アプリックス

東京都新宿区西早稲田 2-18-18

(941656)

# 目次

	頁
表紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1. 主要な経営指標等の推移 .....	2
2. 事業の内容 .....	5
3. 関係会社の状況 .....	5
4. 従業員の状況 .....	5
第2 事業の状況 .....	6
1. 業績等の概要 .....	6
2. 生産、受注および販売の状況 .....	10
3. 対処すべき課題 .....	11
4. 経営上の重要な契約等 .....	11
5. 研究開発活動 .....	12
第3 設備の状況 .....	13
1. 主要な設備の状況 .....	13
2. 設備の新設、除却等の計画 .....	13
第4 提出会社の状況 .....	14
1. 株式等の状況 .....	14
(1) 株式の総数等 .....	14
(2) 新株予約権等の状況 .....	14
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況 .....	30
(4) 大株主の状況 .....	31
(5) 議決権の状況 .....	34
2. 株価の推移 .....	34
3. 役員の状況 .....	34
第5 経理の状況 .....	35
1. 中間連結財務諸表等 .....	36
(1) 中間連結財務諸表 .....	36
(2) その他 .....	62
2. 中間財務諸表等 .....	63
(1) 中間財務諸表 .....	63
(2) その他 .....	76
第6 提出会社の参考情報 .....	77
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	78

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年9月26日
【中間会計期間】	第22期中（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）
【会社名】	株式会社アプリックス
【英訳名】	Aplix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関野 正明
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西早稲田2-18-18
【電話番号】	(03)5286-8436（コーポレートコミュニケーション室）
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 最高財務責任者 山科 拓
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西早稲田2-18-18
【電話番号】	(03)5286-8436（コーポレートコミュニケーション室）
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 最高財務責任者 山科 拓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第20期中	第21期中	第22期中	第20期	第21期
会計期間	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日
売上高 (千円)	1,349,564	1,828,054	3,452,826	3,678,665	5,028,328
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	28,541	△1,735,439	△1,616,730	△1,411,778	△2,960,640
中間純利益又は中間(当期) 純損失 (△) (千円)	35,187	△1,812,427	△1,802,345	△1,594,439	△3,313,897
純資産額 (千円)	8,021,264	10,582,834	20,288,667	12,314,751	22,108,072
総資産額 (千円)	8,956,010	11,585,008	21,622,527	13,308,077	23,859,453
1株当たり純資産額 (円)	313,147.15	373,553.79	201,866.28	436,755.28	220,193.22
1株当たり中間純利益又は1 株当たり中間(当期)純損失 (△) (円)	1,377.19	△64,075.08	△17,936.82	△60,176.60	△38,417.55
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益 (円)	1,326.06	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	89.6	91.3	93.8	92.5	92.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	325,740	752,538	207,084	263,190	1,002,725
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△389,512	△601,660	△7,905,587	△8,425,860	△1,076,040
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	891,790	6,281	△349,043	6,723,708	12,803,813
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	6,692,710	4,607,701	9,022,686	4,425,416	17,108,276
従業員数(名) (外、平均臨時雇用者数)	150 (22)	211 (20)	291 (18)	202 (29)	238 (16)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

第20期以降の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権残高、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権残高がありますが、中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期間平均雇用人員であります。

5. 当社は平成17年10月20日付で、株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第21期の1株当たり当期純損失は期首に分割が行われたものとして計算しております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第20期中	第21期中	第20期
会計期間	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日
1株当たり純資産額 (円)	104,382.38	124,517.93	145,585.09
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失 (△) (円)	459.06	△21,358.36	△20,058.87
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 (円)	442.02	—	—

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期中	第21期中	第22期中	第20期	第21期
会計期間	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日
売上高 (千円)	1,344,435	1,670,370	3,347,709	3,541,661	4,693,964
経常利益 (千円)	31,049	152,403	422,933	471,026	803,642
中間(当期)純利益 (千円)	27,675	88,632	225,162	273,683	477,578
資本金 (千円)	3,749,300	6,729,764	13,236,043	6,713,100	13,232,127
発行済株式総数(株)	25,615.00	28,333.30	100,518.20	28,196.00	100,414.91
純資産額 (千円)	8,020,357	14,319,159	27,905,449	14,192,107	27,703,387
総資産額 (千円)	8,973,871	15,261,053	29,132,881	15,144,779	29,411,313
1株当たり純資産額 (円)	313,111.75	505,438.90	277,651.02	503,337.63	275,921.75
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	1,083.20	3,133.45	2,240.80	10,329.23	5,536.50
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益 (円)	1,042.99	3,059.99	2,206.28	9,993.19	5,411.72
1株当たり中間(年間)配当 額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	89.4	93.8	95.8	93.7	94.2
従業員数(名) (外、平均臨時雇用者数)	135 (22)	144 (13)	172 (9)	141 (20)	150 (13)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
 3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の期間平均雇用人員であります。  
 4. 当社は平成17年10月20日付で、株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第21期の1株当たり当期純損失は期首に分割が行われたものとして計算しております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第20期中	第21期中	第20期
会計期間	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日
1株当たり純資産額 (円)	104,370.58	168,479.63	167,779.21
1株当たり中間（年間）配当額 （円）	—	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	361.07	1,044.48	3,443.08
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	347.66	1,020.00	3,331.06

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、子会社1社を清算したことに伴い、連結範囲から除外しております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成18年6月30日現在

従業員数（名）	291 (18)
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託契約を含み、派遣社員を除いております）の当中間連結会計期間の平均雇用人員数であります。
3. 従業員数が当中間連結会計期間において、53名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成18年6月30日現在

従業員数（名）	172 (9)
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託契約を含み、派遣社員を除いております）の当中間会計期間の平均雇用人員数であります。
3. 従業員数が当中間連結会計期間において、22名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当社グループは、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェアの基盤となる技術（以下「ソフトウェア基盤技術」という）の研究開発とともに、それらの成果を基にした応用製品の開発および販売、ならびに当社グループ製品を搭載する機器製品の計画立案および設計等を支援する顧客コンサルティングを行なっております。

現在主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」は、携帯電話などの機器でJavaという技術を使うための基盤となるソフトウェアです。携帯電話にJBlendを組み込んでJava対応にすることで、多様な機能やサービスを実現させることができます。

海外の携帯電話市場においては、Java対応携帯電話向けのサービスが順調に拡大しており、平成17年の世界のJava対応携帯電話の年間販売台数は、3億5000万台から4億台に達したものと当社では見込んでおり平成18年には4億5000万台から5億5000台になるものと推測しております。

一方、国内のJava対応携帯電話の年間出荷台数は平成17年は約3300万台となったものと当社では見込んでおります。これに対して平成18年は横ばい程度で推移するものと当社では推測しております。これは国内携帯電話市場においては第3世代（3G）携帯電話への移行が本格的に進み、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ボーダフォン株式会社の提供する携帯電話の多くにJavaが採用されていることによります。

このような内外の市場環境において当社グループの組み込み向けJavaプラットフォームを搭載した機器の出荷台数は、平成16年の5600万台、平成17年の7600万台、当中間連結会計期間では6374万台と大幅に拡大し、累計出荷台数は平成18年6月末時点で約2億3318万台となりました。

また、中期戦略の軸として掲げている、携帯電話をはじめとする民生用電子機器の高機能化に伴ってますます多様化するエンドユーザーのニーズに応えるために、当社グループはより効率的な開発体制の構築を続けております。また、グローバルな事業展開を見せる顧客各社に対して迅速かつ確な対応ができるよう、グループ会社と連携して世界の地域別に営業を含む顧客サポート体制を導入いたしました。また、上記の組織変更併せ、柔軟かつ迅速な経営判断と経営戦略のために前連結会計年度より執行役員制度を導入しております。

一昨年のiaSolution Inc.の子会社化にあたって、連結会計制度上は買収時における同社の純資産時価と買収価額との差額を連結財務諸表において連結調整勘定額として計上し、償却期間を2年として均等償却し、費用化してまいりましたが、当中間連結会計期間をもって償却が終了いたしました。なお、これらの連結調整勘定償却は買収時の資金以外に新たに金銭支出を発生させるものではありません。

また、当社は平成17年11月30日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの業務・資本提携を発表し、これに伴い、同12月21日に同社に対して15,000株の第三者割当増資を行っております。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと当社は、DoJa/Javaプラットフォームを共同開発し、商用端末に採用されるなど、強固な協力関係を築いてまいりました。さらに、今後の第3世代の移動体通信のさらなる普及や、HSDPAを含むいわゆる第3.5世代の移動体通信のサービスを念頭におき、両社の提携関係を推進し、より高機能な移動体通信端末ソフトウェアを開発、中長期的に安定的に供給することを目的として、両社間で業務・資本提携契約を締結することといたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績については、売上高は3,452,826千円（前中間連結会計期間比88.9%増）、上記の連結調整勘定償却額により、営業損失は1,644,682千円（前中間連結会計期間営業損失1,769,444千円）となりました。なお、償却前営業利益につきましては630,543千円（前中間連結会計期間比94.8%増）となりました。また、経常損失は1,616,730千円（前中間連結会計期間経常損失1,735,439千円）、当期純損失は法人税等の発生により1,802,345千円（前中間連結会計期間当期純損失1,812,427千円）となりました。



## (2) 主な事業の概況

## &lt; 品目別販売実績 &gt;

品目別		前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
		金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
携帯電話関連	製品売上	1,300,452	71.1	2,595,484	75.2
	技術支援売上	464,053	25.4	778,831	22.5
	その他	—	—	27,820	0.8
小計		1,764,505	96.5	3,402,135	98.5
携帯電話以外	製品売上	39,375	2.2	42,940	1.3
	技術支援売上	1,700	0.1	7,000	0.2
	その他	22,472	1.2	750	0.0
小計		63,548	3.5	50,690	1.5
合計		1,828,054	100.0	3,452,826	100.0

(注) 1. 製品売上は、ライセンス収入およびロイヤリティ収入からなっています。技術支援売上とは、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入および製品開発を支援するサポート収入等からなります。その他売上には、iaSolution Inc. が販売するゲームなどのコンテンツ売上が含まれております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当中間連結会計期間において当社グループの組み込み向けJavaプラットフォームは、国内外の多数の機器メーカーや通信事業者の機器に搭載されました。

携帯電話関連機器においては、国内においては株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとFOMA向けの統一Javaプラットフォームの商用出荷が本格化したことなどにより、国内市場向け携帯電話の売上は前中間連結会計期間実績より伸張いたしました。

海外市場については米国Motorola, Inc.、Samsung Electronics Co., Ltd. からの出荷が好調に推移しております。また、iaSolution Inc. の業容も順調に拡大しており、中国最大手メーカーのLenovo Mobile Communication Technology Ltd. からの出荷が開始されるなど、アジアに拠点を置く携帯電話メーカーや通信事業者への売上が拡大しました。また、国内メーカーの輸出用機種の上も堅調に推移いたしました。

携帯電話以外の機器では、引き続き三洋電機株式会社のデジタルテレビやパイオニア株式会社製のCATV用セットトップボックスなどにJBlendが搭載されておりますが、携帯電話分野への引き合いが一段と強まる中で、非携帯電話分野への開発リソース配分や営業体制の更なる整備を進めております。

< 四半期別JBblend (iaJETを含む) 搭載製品累計出荷台数の推移 >

単位：百万台

	平成16年度				平成17年度				平成18年度	
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2
国内顧客向け	5.0	4.9	4.9	4.9	4.2	5.3	5.4	7.0	7.1	8.0
海外顧客向け	4.4	5.4	5.6	20.4	15.0	12.2	13.4	13.7	23.8	24.7
合計	9.5	10.3	10.6	25.4	19.2	17.5	18.8	20.7	30.9	32.7
累計出荷台数	46.5	56.8	67.5	92.9	112.1	129.7	148.6	169.4	200.4	233.1

- (注) 1. JBblend (iaJETを含む) 搭載製品の各出荷台数は、小数第2位以下を切り捨てています。  
 2. JBblend (iaJETを含む) 搭載製品の各出荷台数は、現時点までにお客様からいただいた出荷台数報告に基づき、当社で集計したものです。  
 3. 実際の出荷台数は、上記数値と異なる場合があります。また、過去の出荷台数については、最新情報に基づき修正する場合があります。

当中間連結会計期間に計上した売上では、後払いロイヤリティならびに前払いロイヤリティがともに大きく貢献し、前中間連結会計期間を上回りました。ロイヤリティ収入は、当社製ソフトウェアを搭載した携帯電話等の製品出荷台数に応じて得ておりますが、そのロイヤリティ収入には、当社顧客からの出荷実績に応じて四半期ごとに支払われる後払いとなるもの（後払いロイヤリティ）と、まとまった数量分を一括して前払いを受けるもの（前払いロイヤリティ）の2種類があります。当中間連結会計年度の後払いロイヤリティは880,980千円、前払いロイヤリティは1,683,900千円となりました。

期別	前中間連結会計期間 自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日		当中間連結会計期間 自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
後払いロイヤリティ	666,499	53.9	880,980	34.3
前払いロイヤリティ	571,038	46.1	1,683,900	65.7
ロイヤリティ合計	1,237,538	100.0	2,564,880	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 主な所在地別セグメントの概況

所在地別セグメント別の業績については、日本において売上高が3,347,709千円（前中間連結会計期間比100.4%増）、営業利益は399,049千円（前中間連結会計期間比268.1%増）、アジアにおいて売上高が105,116千円（前中間連結会計期間比33.3%減）、連結調整勘定償却額の計上もあり、営業損失は2,060,366千円（前中間連結会計期間営業損失1,889,800千円）となりました。

#### (4) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、危機管理体制や内部管理の強化に向けたシステム構築や、移動体通信事業者や他の組み込みソフトウェア開発企業との連携強化に伴う先行投資が発生し、9,022,686千円（前中間連結会計期間末4,607,701千円）となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次の通りであります。

##### <営業活動によるキャッシュ・フロー>

当中間連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は207,084千円（前中間連結会計期間752,538千円）となりました。これは、iaSolution Inc.の子会社化に伴う連結調整勘定償却額の影響により税金等調整前中間純損失が1,697,193千円となりましたが、連結調整勘定償却額1,846,362千円などを非現金支出として認識したことおよびたな卸資産の減少143,334千円などによるものであります。

##### <投資活動によるキャッシュ・フロー>

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は7,905,587千円（前中間連結会計期間601,660千円）となりました。これは余剰金の運用に伴う投資有価証券の取得による支出5,949,603千円、有価証券取得による支出1,399,952千円、無形固定資産の取得による支出1,329,670千円などを行ったことによるものであります。

##### <財務活動によるキャッシュ・フロー>

当中間連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は、349,043千円（前中間連結会計期間6,281千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出340,000千円によるものであります。

## 2【生産、受注および販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前年同期比 (%)
開発部門 (千円)	2,855,571	257.7

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。  
2. 生産高には社内製作のソフトウェア取得高が含まれております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業部門別に示すと次のとおりであります。なお、受注状況はJBlend等の当社製ソフトウェアを組み込む受託開発作業に関する受注についてのみ算定しています。

区分	受注高(千円)	前年同期比 (%)	受注残高(千円)	前年同期比 (%)
開発部門	37,560	13.5	105,499	37.9

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	
携帯電話関連	製品売上	1,300,452	71.1	2,595,484	75.2
	技術支援売上	464,053	25.4	778,831	22.5
	その他	—	—	27,820	0.8
小計	1,764,505	96.5	3,402,135	98.5	
携帯電話以外	製品売上	39,375	2.2	42,940	1.3
	技術支援売上	1,700	0.1	7,000	0.2
	その他	22,472	1.2	750	0.0
小計	63,548	3.5	50,690	1.5	
合計	1,828,054	100.0	3,452,826	100.0	

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 製品売上とは、ライセンス収入およびロイヤリティ収入からなります。また技術支援売上とは、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入および製品開発を支援するサポート収入等からなります。その他売上には、iaSolution Inc. が販売するゲームなどのコンテンツ売が含まれております。  
3. 主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先別販売実績

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Motorola, Inc.	749,043	41.0	1,700,951	49.3
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	231,442	12.7	834,552	24.2
ボーダフォン株式会社	207,936	11.4	357,133	10.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更、および新たに生じた課題はありません。

### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

当社が新たに締結した重要な契約

相手方の名称	国/ 地域	契約品目	契約内容	契約期間
QUALCOMM Incorporated	米国	AMSS6280 Software Agreement For Limited Use	当社がQualcomm IncorporatedのベースバンドチップMobile Station Modem™(MSMTM) MSM6280™向け携帯電話のソフトウェアの各通信事業者向けのリファレンス実装を設計開発していくことを目的とする契約。	2006年4月7日から契約上の義務の不履行等の事由により解除されるまでもしくは60日前の書面による通知により終了するまで有効。

## 5【研究開発活動】

### (1) 研究開発活動の概要

当社グループは、組み込みソフトウェアを中心とするソフトウェア業界の先駆者であり続けるため、また顧客にとって魅力のある高機能・高品質な製品を提供しつつ新事業の核となる技術を見出すため、ソフトウェア基盤技術の研究開発を積極的に推進しております。

また、当社グループは、民生用電子機器向けの組み込みソフトウェアの産業構造を成熟させ、民生用電子機器業界とともに組み込みソフトウェア業界が成長するために、パートナー企業との技術協力を進めてまいります。

### (2) 当中間連結会計期間(自平成18年1月1日至平成18年6月30日)における研究開発活動の成果

短期的な経営戦略としては、当社グループの主力製品であるJBlendの販売地域・顧客を拡大することを掲げておりますが、これを遂行するために、研究開発活動としては海外の移動体通信事業者や国際的な団体により取り決められた様々な最新仕様への対応を進めております。

この中で、パートナー企業との協業については、高い技術力を持った内外の組み込みソフトウェアベンダーとの資本提携を含む提携や、製品の開発における協業を進めているほか、複数の電気通信会社との共同開発も進めております。当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモはFOMA向け統一Javaプラットフォーム共同開発を行い、商用端末に採用されるなど、強固な協力関係を築いてまいりましたが、今後もより高機能な移動体通信端末ソフトウェアを開発するため共同開発を進めております。また、当社はChina Mobile Communications CorporationにJavaアプリケーション開発キットの提供を行い、さらなる共同開発を進めております。

加えて、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモならびにSun Microsystems, Inc.とともに次世代携帯電話向けのJavaを開発するStar Projectに参画し、携帯電話向けJavaの機能拡張の開発を進めて参ります。

また、中期的な経営戦略として、Java以外の技術提供を拡大することを掲げておりますが、これを遂行するために、移動体通信端末や他の組み込み機器に適用可能な「組み込み機器向けのミドルウェアのフレームワーク」を開発・提供しております。また、Javaを含む広範囲なミドルウェア、ソフトウェアの統合ソリューションを容易にすることを目的として、ミドルウェアフレームワークの開発に着手しております。LinuxあるいはBREWといったOSならびに各ミドルウェアの結合部分を整理し、新規の機能の追加を容易にするフレームワークを提供することで、高機能化する携帯電話のソフトウェアの統合ソリューションを少ない実装工数で実現できることを目指しております。既存ソフトウェアの調査、ミドルウェアフレームワークに必要な機能や技術の研究、一部機能の試作等、来年以降の製品化を目指して開発を進めております。このようなミドルウェアフレームワーク関連の開発以外にも、カメラ機能付き携帯電話とプリンタを結合し、簡易な印刷環境を提供する「MoPiD」を利用した応用技術ならびにサービス等の研究開発を進めております。

また、長期的な戦略として、既存技術の用途拡大を掲げておりますが、これを遂行するために、DVDレコーダやHDDレコーダ等の高性能AV機器向けのJBlendの提供に加え、Blu-ray Disc Associationに参加するなど次世代のデジタル家電の規格に応じて製品を供給すべく、研究開発を進めております。また、小型携帯AV機器向けのLCDや産業用機器等に内蔵されてユーザーインターフェイスを構築するnanoJBlendや、超小型精密機器やICカード向けのpicoJBlendなど、より広範囲の用途に対応する様々なJBlendの研究開発にも取り組んでおります。

さらには、携帯電話や情報家電間でシームレスにJavaを用いたサービスが展開される可能性を想定し、OSGi Allianceに参加、標準化ならびに製品の開発に取り組んでおります。

以上のような研究開発活動を実現するため、当中間連結会計期間の研究開発費は総額416,484千円となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設についての重要な変更は次のとおりであります。

平成17年10月よりモジュール単位での稼働を予定しておりました業務システムについては、平成18年9月に全モジュールの稼働を完了する予定となりました。また、投資予定金額は111百万円でしたが、88百万円に変更となりました。

なお、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	261,300
計	261,300

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成18年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成18年9月26日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	100,518.20	100,538.20	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	100,518.20	100,538.20	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成16年9月1日からこの半期報告書提出日までのストックオプションの権利行使により発行されたものは含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ① 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の状況

（平成13年7月14日臨時株主総会の決議）

	中間会計期間末現在 （平成18年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年8月31日）
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）（株）	150	147
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月14日まで	平成16年8月1日から 平成23年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（注2）	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円
新株予約権の行使の条件	（注3）	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注4）	（注4）
代用払込みに関する事項	—	—

（注）1. 付与株式数は、当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。



2. 発行価額は、当社が株式分割または併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。）は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権付与日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合。
  - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができます。
  - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年7月14日開催の臨時株主総会及び平成13年6月26日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会および平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。

(平成13年12月27日臨時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	40.42	30.28
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年1月1日から 平成23年12月27日まで	平成17年1月1日から 平成23年12月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割または併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合。
  - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができます。
  - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年12月27日開催の臨時株主総会及び平成13年12月11日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会および平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。

(平成14年3月22日定時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	310.62	309.62
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年3月22日まで	平成17年4月1日から 平成24年3月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割または併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。）は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合。
  - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。
  - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成14年3月22日開催の定時株主総会及び平成14年2月19日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会および平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。

② 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況  
(平成15年8月29日臨時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	329	327
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	987	981
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,667	66,667
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで	平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 66,667円 資本組入額 33,334円	発行価格 66,667円 資本組入額 33,334円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端数については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとし、
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - (3) 当社またはAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合。
  - (4) 当社またはAplix Corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。
  - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年8月29日開催の取締役会の決議に基づき、当社およびAplix Corporation of Americaの取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(平成16年3月23日定時株主総会の決議 1)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	30	30
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960,000	960,000
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 960,000円 資本組入額 480,000円	発行価格 960,000円 資本組入額 480,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。）または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3) 当社またはAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合
  - (4) 当社またはAplix corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
  - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	39	39
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,027,279	1,027,279
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,027,279円 資本組入額 513,640円	発行価格 1,027,279円 資本組入額 513,640円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」を読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。



3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合
  - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
  - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年6月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(平成16年3月23日定時株主総会の決議 3)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	60	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	833,334	833,334
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 833,334円 資本組入額 416,667円	発行価格 833,334円 資本組入額 416,667円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。）または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」を読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合
  - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社の取締役または従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
  - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年2月21日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	115	115
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	345	345
新株予約権の行使時の払込金額(円)	698,500	698,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2,5)	発行価格 698,500円 資本組入額 349,250円	発行価格 698,500円 資本組入額 349,250円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除く)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役または従業員の地位を失った場合
  - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合  
(但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
  - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(平成17年3月23日定時株主総会の決議 2)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	150	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	641,930	641,930
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 641,930円 資本組入額 320,965円	発行価格 641,930円 資本組入額 320,965円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。）または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役または従業員の地位を失った場合
  - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
  - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年6月15日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	228	228
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	684	684
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350,000	1,350,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,350,000円 資本組入額 675,000円	発行価格 1,350,000円 資本組入額 675,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役または従業員の地位を失った場合
  - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合  
(但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
  - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年12月27日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(平成18年3月29日定時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	440	440
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	440	440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	980,319	980,319
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 980,319円 資本組入額 490,160円	発行価格 980,319円 資本組入額 490,160円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。）または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役または従業員の地位を失った場合
  - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
  - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成18年3月29日開催の定時株主総会及び平成18年4月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年1月1日～ 平成18年6月30日 (注1)	103.29	100,518.20	3,916	13,236,043	3,916	14,151,681

(注) 1. スtockオプションの行使による増加であります。

2. 平成18年7月1日から平成18年8月31日までの間に、ストックオプションの行使により、発行済株式総数が20株、資本金が768,273円、資本準備金が768,266円増加しております。



## (4) 【大株主の状況】

平成18年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー	15,000	14.92
郡山 龍	東京都新宿区	10,800	10.74
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	10,608	10.55
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,884	6.85
日本生命保険相互会社(特別勘定年 金口)	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	3,443	3.43
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都千代田区永田町2丁目11-1	3,000	2.98
バイエリッシュフェラインスバンク アーゲーカスタマーアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行カストディ業務部)	AM SEDERANGER 5, MUNICH, F. R. GERMANY (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	2,550	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,203	2.19
クラリデンバンク (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行カストディ業務部)	CLARIDENSTRASSE 26 P. O. BOX 5080 CH-8022 ZURICH SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,699	1.69
バンクオブニューヨークジーシーエ ムクライアントアカウントイーアイ エスジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行カストディ業務部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,421	1.41
計	—	57,608	57.31

- (注) 1. 平成17年12月27日付けで郡山龍より大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されております。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間で、それぞれが保有する当社株式を第三者に譲渡しようとする場合には他方が優先買取権を有する旨、ならびに当社の株主総会にてその議決権を行使する際には事前に協議し可能な限り共同で議決権を行使する旨の覚書を締結しております。
2. 日本生命保険相互会社から平成18年6月21日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成18年6月14日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	5,371	5.34
ニッセイアセットマネジメント 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	4,769	4.74
計	—	10,140	10.09

3. 三井アセット信託銀行株式会社から平成18年4月25日付けで、平成17年3月14日付けで提出した大量保有報告書の訂正報告書を提出した旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	1,794	6.35

4. 野村證券株式会社から平成17年12月15日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成17年11月30日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	474	0.56
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, st. Martin's- le Grand London EC1A 4NP, England	200	0.23
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	928	1.09
計	—	1,602	1.88

5. ゴールドマン・サックス証券会社東京支店から平成17年8月12日付けで提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成17年7月31日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
Goldman Sachs (Japan) Ltd.	英国領バージン・アイランド、 トルトラ、ロード・タウン、 ロマスコ・プレイス、 ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140	20	0.07
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	1,295	4.57
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York, New York 10004, U. S. A.	48	0.17
Goldman Sachs Group Inc.	85 Broad Street, New York, New York 10004, U. S. A.	0	0.00
計	—	1,363	4.81

6. 株式会社ジャフコから平成17年1月7日付けで提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成17年1月5日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1-8-2第二鉄鋼ビル	1,297	4.60

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	12	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 100,498	100,498	—
端株	8.20	—	—
発行済株式総数	100,518.20	—	—
総株主の議決権	—	100,498	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が15株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数15個が含まれております。

2. 「端株」の欄には、自己株式の0.72株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成18年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号	12	—	12	0.01
計	—	12	—	12	0.01

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	1,580,000	1,330,000	1,190,000	1,230,000	930,000	959,000
最低 (円)	940,000	861,000	870,000	866,000	650,000	585,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

ただし、前中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）及び当中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		4,607,701		9,312,468		17,283,808	
2. 売掛金		1,086,699		2,041,804		2,114,748	
3. 有価証券		—		1,400,023		—	
4. たな卸資産		17,693		68,105		211,440	
5. 繰延税金資産		33,454		91,882		70,849	
6. その他		241,687		515,427		308,600	
7. 貸倒引当金		△3,492		△32,222		△21,881	
流動資産合計		5,983,743	51.7	13,397,489	62.0	19,967,565	83.7
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 器具備品		92,928		101,331		85,083	
(2) その他		57,812		63,639		54,932	
有形固定資産合計		150,740		164,971		140,015	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		789,495		912,849		1,022,602	
(2) ソフトウェア仮勘定		474,672		1,698,316		416,590	
(3) 連結調整勘定		3,692,724		—		1,846,362	
(4) その他		22,399		17,908		20,132	
無形固定資産合計		4,979,291		2,629,074		3,305,687	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		—		5,094,656		277,347	
(2) その他		471,232		336,336		168,836	
投資その他の資産 合計		471,232		5,430,992		446,184	
固定資産合計		5,601,264	48.3	8,225,038	38.0	3,891,887	16.3
資産合計		11,585,008	100.0	21,622,527	100.0	23,859,453	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 支払手形及び買掛金		42,453		581,864		483,441		
2. 短期借入金		455,000		—		340,000		
3. 1年内返済予定長期借入金	※2	30,800		15,300		30,700		
4. 未払金		211,920		285,433		339,506		
5. 未払法人税等		64,116		248,470		380,737		
6. 賞与引当金		21,608		25,430		22,330		
7. その他		145,162		176,971		151,909		
流動負債合計		971,061	8.4	1,333,470	6.2	1,748,625	7.3	
II 固定負債								
1. 長期借入金	※2	15,300		—		—		
2. 繰延税金負債		6,932		—		1,887		
3. 退職給付引当金		7,640		—		—		
4. その他		1,238		390		867		
固定負債合計		31,111	0.3	390	0.0	2,755	0.0	
負債合計		1,002,173	8.7	1,333,860	6.2	1,751,380	7.3	
(資本の部)								
I 資本金								
		6,729,764	58.1	—	—	13,232,127	55.4	
II 資本剰余金								
		7,645,402	66.0	—	—	14,147,764	59.3	
III 利益剰余金								
		△3,830,258	△33.1	—	—	△5,331,728	△22.3	
IV その他有価証券評価差額金								
		11,578	0.1	—	—	3,791	0.0	
V 為替換算調整勘定								
		32,669	0.3	—	—	64,095	0.3	
VI 自己株式								
		△6,321	△0.1	—	—	△7,977	△0.0	
資本合計		10,582,834	91.3	—	—	22,108,072	92.7	
負債及び資本合計		11,585,008	100.0	—	—	23,859,453	100.0	





②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)					
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)				
I 売上高	※1		1,828,054	100.0		3,452,826	100.0		5,028,328	100.0	
II 売上原価			938,298	51.3		1,851,609	53.6		2,295,821	45.7	
売上総利益			889,755	48.7		1,601,216	46.4		2,732,506	54.3	
III 販売費及び一般管理費			2,659,200	145.5		3,245,898	94.0		5,734,112	114.0	
営業損失			1,769,444	△96.8		1,644,682	△47.6		3,001,605	△59.7	
IV 営業外収益											
1. 受取利息			754			16,739			2,546		
2. 受取配当金			—			8,000			60		
3. 為替差益			38,780			12,894			123,413		
4. その他			457	39,992	2.2	1,608	39,242	1.1	553	126,573	2.5
V 営業外費用											
1. 支払利息		4,607			2,620			8,719			
2. 新株発行費		1,325			—			76,462			
3. オプション評価損		—			6,601			—			
4. 投資事業組合損失		—			1,203			—			
5. その他		53	5,986	0.3	865	11,290	0.3	426	85,608	1.7	
経常損失			1,735,439	△94.9		1,616,730	△46.8		2,960,640	△58.9	
VI 特別利益											
1. 投資有価証券売却益		2,804			104			32,109			
2. その他		—	2,804	0.1	—	104	0.0	8	32,117	0.6	
VII 特別損失											
1. 固定資産売却損	※2	—			609			687			
2. 固定資産除却損	※3	710			1,762			31,844			
3. 投資有価証券評価損		—	710	0.0	78,195	80,567	2.4	—	32,532	0.6	
税金等調整前中間 (当期)純損失			1,733,345	△94.8		1,697,193	△49.2		2,961,056	△58.9	
法人税、住民税及び事 業税		54,163			221,405			346,831			
法人税等調整額		24,918	79,082	4.3	△116,253	105,152	3.0	6,010	352,841	7.0	
中間(当期)純損失			1,812,427	△99.1		1,802,345	△52.2		3,313,897	△65.9	

③【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

		前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資本剰余金の部)					
I 資本剰余金期首残高			7,628,738		7,628,738
II 資本剰余金増加高					
1. 増資による増加		—		6,487,500	
2. ストックオプションの行使による増加		16,664	16,664	31,526	6,519,026
III 資本剰余金中間期末(期末)残高			7,645,402		14,147,764
(利益剰余金の部)					
I 利益剰余金期首残高			△2,017,830		△2,017,830
II 利益剰余金減少高					
1. 中間(当期)純損失		1,812,427	1,812,427	3,313,897	3,313,897
III 利益剰余金中間期末(期末)残高			△3,830,258		△5,331,728

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）

	株主資本					評価・換算差額等			純資産額 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成17年12月31日 残高(千円)	13,232,127	14,147,764	△5,331,728	△7,977	22,040,185	3,791	64,095	67,886	22,108,072
中間連結会計期間中の変動額									
新株の発行	3,916	3,916			7,833				7,833
中間純損失			△1,802,345		△1,802,345				△1,802,345
自己株式の取得				△644	△644				△644
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）						△30,289	6,040	△24,249	△24,249
中間連結会計期間中の変動額合 計(千円)	3,916	3,916	△1,802,345	△644	△1,795,156	△30,289	6,040	△24,249	△1,819,405
平成18年6月30日 残高(千円)	13,236,043	14,151,681	△7,134,073	△8,621	20,245,029	△26,498	70,136	43,637	20,288,667

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純損失		△1,733,345	△1,697,193	△2,961,056
減価償却費		246,738	428,864	551,996
連結調整勘定償却額		1,846,362	1,846,362	3,692,724
賞与引当金の増加額		38	3,100	760
貸倒引当金の増加額		1,674	10,650	19,069
受取利息及び受取配当金		△754	△24,739	△2,606
支払利息		4,607	2,620	8,719
固定資産除却損		710	1,762	31,844
投資有価証券売却益		△2,804	△104	△32,109
投資有価証券評価損		—	78,195	—
売上債権の減少額(△増加額)		423,548	68,001	△620,879
たな卸資産の減少額(△増加額)		—	143,334	△211,062
前払費用の減少額(△増加額)		—	△185,405	△2,398
仕入債務の増加額(△減少額)		25,760	△167,538	308,409
未払金の増加額(△減少額)		△82,956	△31,403	29,314
その他		39,109	33,029	240,377
小計		768,689	509,537	1,058,675
利息及び配当金の受取額		665	21,175	2,606
利息の支払額		△4,616	△1,960	△8,667
法人税等の支払額		△12,200	△321,667	△49,889
営業活動によるキャッシュ・フロー		752,538	207,084	1,002,725

		前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		—	△1,118,974	△166,655
有価証券の取得による支出		—	△1,399,952	—
有価証券の売却による収入		—	1,000,000	—
投資有価証券の取得による支出		△178,125	△5,949,603	△178,125
投資有価証券の売却による収入		7,000	1,002,333	37,555
有形固定資産の取得による支出		△13,717	△53,340	△30,663
無形固定資産の取得による支出		△410,923	△1,329,670	△726,956
その他		△5,893	△56,379	△11,195
投資活動によるキャッシュ・フロー		△601,660	△7,905,587	△1,076,040
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		255,000	—	595,000
短期借入金の返済による支出		△255,000	△340,000	△710,000
長期借入金の返済による支出		△19,400	△15,400	△34,800
株式の発行による収入		32,002	7,001	12,961,591
自己株式の取得による支出		△6,321	△644	△7,977
財務活動によるキャッシュ・フロー		6,281	△349,043	12,803,813
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		25,124	△38,044	△47,637
V 現金及び現金同等物の増加額(△減少額)		182,284	△8,085,590	12,682,860
VI 現金及び現金同等物の期首残高		4,425,416	17,108,276	4,425,416
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	4,607,701	9,022,686	17,108,276

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数は6社であり、 全ての子会社を連結の範囲に含めております。 連結子会社の名称 Aplix Corporation of America Aplix Europe GmbH iaSolution Inc.  他3社	同左	同左
2. 持分法の適用に関する事項	関連会社がないため、該当事項はありません。	同左	同左
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項  (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	① 有価証券 (イ) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  時価のないもの 移動平均法による原価法  ② デリバティブ 時価法 ③ たな卸資産 (イ) 仕掛品 個別法による原価法 (ロ) 貯蔵品 最終仕入原価法	① 有価証券 (イ) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。)  時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。  ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 (イ) 仕掛品 同左 (ロ) 貯蔵品 同左	① 有価証券 (イ) その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  時価のないもの 移動平均法による原価法  ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 (イ) 仕掛品 同左 (ロ) 貯蔵品 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 当社 定率法 在外連結子会社 主に所在地国の会計基準に 基づく定額法 なお、主な耐用年数は以下 のとおりであります。 建物 5～15年 器具備品 3～15年</p> <p>② 無形固定資産 定額法 なお、市場販売目的ソフトウ ェアについては見積販売数量を 基準として販売数量に応じた割 合に基づく償却額と、販売可能 期間（3年）に基づく償却額の いずれか多い金額をもって償却 しており、自社利用ソフトウェ アについては、社内における利 用可能期間（3～5年）に基づ く定額法によっております。</p>	<p>① 有形固定資産 当社 同左 在外連結子会社 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>① 有形固定資産 当社 同左 在外連結子会社 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基 準	<p>① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備え るため、一般債権については貸 倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払 に備えるため、支給見込額に基 づき計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 一部の連結子会社については、 その国の退職給付制度に基づいて 退職給付引当金を計上していま す。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>————— (追加情報) 従来一部の在外連結子会社につ いては、その国の退職給付制度に基 づいて退職給付引当金を計上して おりましたが、当該国の退職給付 制度の変更に伴い全額取崩してお ります。なお、当連結中間会計期 間末残高8,292千円については「未 払金」として計上しております。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>————— (追加情報) 従来一部の在外連結子会社につ いては、その国の退職給付制度に基 づいて退職給付引当金を計上して おりましたが、当該国の退職給付 制度の変更に伴い全額取崩してお ります。なお、当連結会計年度末 残高8,699千円については「未払 金」として計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(6) ヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建予定取引</p> <p>③ ヘッジ方針 海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
(7) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	① 消費税等の会計処理 同左	① 消費税等の会計処理 同左
(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左



中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      当中間連結会計期間より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日))を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)                      当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針等8号 平成17年12月9日)を適用しております。                      従来の資本の部の合計に相当する金額は20,288,667千円であります。                      なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
	<p>中間連結貸借対照表において、前中間連結会計期間末まで「投資有価証券」は、投資その他の資産を含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末における「投資有価証券」の金額は291,727千円であります。</p> <p>中間連結損益計算書において、前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました「新株発行費」は、当中間連結会計期間において営業外費用合計の100分の10を超えないため「その他」を含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における「新株発行費」の金額は832千円であります。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書において、前中間連結会計期間まで営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」を含めて表示しておりました「棚卸資産の減少額(△増加額)」「前払費用の減少額(△増加額)」は、当中間連結会計期間において金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「棚卸資産の減少額(△増加額)」の金額は△17,315千円、「前払費用の減少額(△増加額)」の金額は22,123千円であります。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間連結会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が18,386千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失が、それぞれ18,386千円増加しております。</p>		<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が66,754千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が、それぞれ66,754千円減少しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	前連結会計年度 (平成17年12月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 329,771千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 351,111千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 343,943千円
※2. 担保に供している資産 著作権 一千元	※2. 担保に供している資産 著作権 一千元	※2. 担保に供している資産 著作権 一千元
上記に対応する債務 1年内返済予定 長期借入金 30,800千円 長期借入金 15,300	上記に対応する債務 1年内返済予定 長期借入金 15,300千円	上記に対応する債務 1年内返済予定 長期借入金 30,700千円
合計 46,100		

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目及び金額は次のとおりであります。 連結調整勘定償却額 1,846,362千円 賞与引当金繰入額 4,967 貸倒引当金繰入額 1,674 退職給付費用 801	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目及び金額は次のとおりであります。 連結調整勘定償却額 1,846,362千円 給料手当 351,366 賞与引当金繰入額 7,151 研究開発費 416,484 貸倒引当金繰入額 10,745	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目及び金額は次のとおりであります。 連結調整勘定償却額 3,692,724千円 賞与引当金繰入額 4,859 貸倒引当金繰入額 19,294 退職給付費用 3,237
※2. _____	※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 609千円	※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 687千円
※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 商標権 710千円	※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 1,762千円	※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 401千円 ソフトウェア 14,384 ソフトウェア仮勘定 16,348 商標権 710 合計 31,844

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数(株)	当中間連結会計期 間減少株式数(株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	100,414.91	103.29	—	100,518.20
合計	100,414.91	103.29	—	100,518.20
自己株式				
普通株式(注)2	11.85	0.87	—	12.72
合計	11.85	0.87	—	12.72

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加103.29株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0.87株は、端株の買取による増加であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																				
<p>※. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成17年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>4,607,701千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>4,607,701</b></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,607,701千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>4,607,701</b>	<p>※. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成18年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>9,312,468千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△1,289,801</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定(CRF)</td> <td>1,000,018</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>9,022,686</b></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	9,312,468千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,289,801	有価証券勘定(CRF)	1,000,018	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>9,022,686</b>	<p>※. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成17年12月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>17,283,808千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△175,531</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>17,108,276</b></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	17,283,808千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△175,531	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>17,108,276</b>
現金及び預金勘定	4,607,701千円																					
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—																					
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>4,607,701</b>																					
現金及び預金勘定	9,312,468千円																					
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,289,801																					
有価証券勘定(CRF)	1,000,018																					
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>9,022,686</b>																					
現金及び預金勘定	17,283,808千円																					
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△175,531																					
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>17,108,276</b>																					

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>34,916</td> <td>9,777</td> <td>25,139</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)	器具備品	34,916	9,777	25,139	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>42,283</td> <td>18,382</td> <td>23,901</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)	器具備品	42,283	18,382	23,901	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>34,916</td> <td>14,013</td> <td>20,903</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具備品	34,916	14,013	20,903
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)																							
器具備品	34,916	9,777	25,139																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)																							
器具備品	42,283	18,382	23,901																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																							
器具備品	34,916	14,013	20,903																							
<p>② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>8,385千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>17,340</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,725</td> </tr> </table>	1年内	8,385千円	1年超	17,340	合計	25,725	<p>② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>8,681千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16,026</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,707</td> </tr> </table>	1年内	8,681千円	1年超	16,026	合計	24,707	<p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>7,920千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>13,643</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,564</td> </tr> </table>	1年内	7,920千円	1年超	13,643	合計	21,564						
1年内	8,385千円																									
1年超	17,340																									
合計	25,725																									
1年内	8,681千円																									
1年超	16,026																									
合計	24,707																									
1年内	7,920千円																									
1年超	13,643																									
合計	21,564																									
<p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3,095千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3,185</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>205</td> </tr> </table>	支払リース料	3,095千円	減価償却費相当額	3,185	支払利息相当額	205	<p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,500千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,368</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>276</td> </tr> </table>	支払リース料	4,500千円	減価償却費相当額	4,368	支払利息相当額	276	<p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,595千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7,421</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>543</td> </tr> </table>	支払リース料	7,595千円	減価償却費相当額	7,421	支払利息相当額	543						
支払リース料	3,095千円																									
減価償却費相当額	3,185																									
支払利息相当額	205																									
支払リース料	4,500千円																									
減価償却費相当額	4,368																									
支払利息相当額	276																									
支払リース料	7,595千円																									
減価償却費相当額	7,421																									
支払利息相当額	543																									
<p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p>	<p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p>																								
<p>⑤ 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>⑤ 利息相当額の算定方法</p> <p>同左</p>	<p>⑤ 利息相当額の算定方法</p> <p>同左</p>																								

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	1,250	20,340	19,090
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1,250	20,340	19,090

2. 時価のない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	271,387

減損処理の方法

(時価のある有価証券)

時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合、または時価が取得原価に比べ30~50%程度下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(時価のない有価証券)

株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	400,406	400,004	△402
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	100,061	100,039	△21
③ 金融債	300,345	299,964	△380
(3) その他	4,647,125	4,602,849	△44,276
合計	5,047,531	5,002,853	△44,678

2. 時価のない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
(1) 非上場株式	192,759
(2) 投資事業有限責任組合出資金	299,047
(3) CRF (キャッシュリザーブファンド)	1,000,018

(注) 当中間連結会計期間においてその他有価証券で時価のない非上場株式について78,195千円を減損処理しております。

減損処理の方法

(時価のある有価証券)

時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合、または時価が取得原価に比べ30~50%程度下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(時価のない有価証券)

株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

前連結会計年度末(平成17年12月31日現在)

1. 時価のない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	277,347

減損処理の方法

(時価のある有価証券)

時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合、または時価が取得原価に比べ30~50%程度下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(時価のない有価証券)

株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

1. スtock・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりです。

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 1名
ストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 440株
付与日	平成18年4月24日
権利確定条件	権利確定条件は付しておりません。(注2)
対象勤務期間	2年間(自18年3月29日 至20年4月1日)(注3)
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年3月29日
権利行使価格(円)	490,160
公正な評価単価(付与日)(円)	-

(注) 1. 株式数に換算しております。

2. 喪失条件を付しており、詳細は「新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

3. ただし、権利行使までに退職した場合は、権利喪失となります。詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成17年6月30日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況については、開示すべき取引残高がないため、記載しておりません。

当中間連結会計期間末（平成18年6月30日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況については、開示すべき取引残高がないため、記載しておりません。

前連結会計年度末（平成17年12月31日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況については、開示すべき取引残高がないため、記載しておりません。



(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間より、従来CS事業として行っていたコンシューマー向けパッケージソフトウェアの製造・販売を中止したことにより、ES事業で行っていたライセンス提供による販売と同一の事業形態となりました。これに伴いES事業、CS事業という内部管理目的の事業区分を廃止しております。

よって、当中間連結会計期間より単一事業区分としたため、事業の種類別セグメントの記載をしておりません。

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

(追加情報)

当連結会計期間より、従来CS事業として行っていたコンシューマー向けパッケージソフトウェアの製造・販売を中止したことにより、ES事業で行っていたライセンス提供による販売と同一の事業形態となりました。これに伴いES事業、CS事業という内部管理目的の事業区分を廃止しております。

よって、当連結会計期間より単一事業区分としたため、事業の種類別セグメントの記載をしておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,670,370	157,683	—	1,828,054	—	1,828,054
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	184,728	184,728	(184,728)	—
計	1,670,370	157,683	184,728	2,012,782	(184,728)	1,828,054
営業費用	1,561,950	2,047,484	170,982	3,780,417	(182,918)	3,597,498
営業利益又は営業損失(△)	108,419	△1,889,800	13,745	△1,767,634	(1,809)	△1,769,444

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・・・・・・台湾等

その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	3,347,709	105,116	—	3,452,826	—	3,452,826
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	248,373	248,373	(248,373)	—
計	3,347,709	105,116	248,373	3,701,199	(248,373)	3,452,826
営業費用	2,948,659	2,165,483	229,930	5,344,074	(246,565)	5,097,508
営業利益又は営業損失(△)	399,049	△2,060,366	18,443	△1,642,874	(1,808)	△1,644,682

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・・・・・・台湾等

その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	4,693,964	334,364	—	5,028,328	—	5,028,328
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	426,379	426,379	(426,379)	—
計	4,693,964	334,364	426,379	5,454,708	(426,379)	5,028,328
営業費用	3,948,677	4,112,500	394,677	8,455,855	(425,921)	8,029,933
営業利益又は営業損失(△)	745,286	△3,778,136	31,702	△3,001,147	(458)	△3,001,605

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・・・・・・台湾等

その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

	北米	欧州	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	749,043	196,296	152,793	1,098,133
II 連結売上高（千円）	—	—	—	1,828,054
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	41.0	10.7	8.4	60.1

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …………… アメリカ合衆国

(2) 欧州 …… フランス等

(3) その他地域 …… 台湾等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 地域区分の表示の変更

従来は、欧州地域は「その他の地域」に含めて表示しておりましたが、当該地域区分の売上割合が増加し連結売上高の10%を超えたため、当中間連結会計期間より「欧州」として区分表示することに変更いたしました。

なお、前中間連結会計期間に含まれる「欧州」の海外売上高は133,135千円、割合9.9%であります。

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

	北米	欧州	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	1,700,951	5,083	247,855	1,953,889
II 連結売上高（千円）	—	—	—	3,452,826
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	49.3	0.1	7.2	56.6

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …………… アメリカ合衆国

(2) 欧州 …… スウェーデン等

(3) その他地域 …… 中国、台湾、韓国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

	北米	アジア	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	1,373,391	677,591	337,665	2,388,647
II 連結売上高（千円）	—	—	—	5,028,328
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	27.3	13.5	6.7	47.5

（注） 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …………… アメリカ合衆国

(2) アジア …… 中国、台湾、韓国等

(3) その他地域 …… フランス、デンマーク等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 地域区分の表示の変更

従来は、アジア地域は「その他の地域」に含めて表示しておりましたが、当該地域区分の売上割合が増加し連結売上高の10%を超えたため、当連結会計年度より「アジア」として区分表示することに変更いたしました。

なお、前連結会計年度に含まれる「アジア」の海外売上高及び割合は以下のとおりであります。

アジア……185,699千円、5.0%

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額 373,553円79銭 1株当たり中間純損失 64,075円08銭 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 —	1株当たり純資産額 201,866円28銭 1株当たり中間純損失 17,936円82銭 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 —	1株当たり純資産額 220,193円22銭 1株当たり当期純損失 38,417円55銭 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 —
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。 当社は、平成17年10月20日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり純資産額 124,517円93銭 1株当たり中間純損失 21,358円36銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。 当社は、平成17年10月20日付で株式1株当たりにつき3株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり純資産額 145,585円09銭 1株当たり当期純損失 20,058円87銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下の通りであります。

	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	前連結会計年度末 (平成17年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	—	20,288,667	—
純資産の部の合計額から控除する 金額(千円)	—	—	—
(うち少数株主持分)	(—)	(—)	(—)
普通株式にかかる中間期末(期 末)の純資産額(千円)	—	20,288,667	—
中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	—	100,505.48	—

(注) 2 1株当たり中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり中間(当期)純損失			
中間(当期)純損失 (千円)	1,812,427	1,802,345	3,313,897
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純損失 (千円)	1,812,427	1,802,345	3,313,897
期中平均株式数 (株)	28,286	100,483	86,260
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数 (株)	—	—	—
(うち新株予約権)	(—)	(—)	(—)
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション) 212.78株 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション) 697株	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション) 501.04株 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション) 2,735株	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション) 544.33株 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション) 2,385株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)												
<p>1. 株式分割</p> <p>当社は、平成17年7月25日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議いたしました。当該株式分割の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)分割方法 平成17年8月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき3株の割合をもって分割する。</p> <p>(2)分割により増加する株式数 普通株式 56,697.44株</p> <p>(3)新株の配当起算日 平成17年7月1日</p> <p>(4)前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株あたり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結会計期間</th> <th>当中間連結会計期間</th> <th>前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 104,382円38銭</td> <td>1株当たり純資産額 124,517円93銭</td> <td>1株当たり純資産額 145,585円09銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 中間純利益 459円06銭</td> <td>1株当たり 中間純損失 21,358円36銭</td> <td>1株当たり 当期純損失 20,058円87銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 442円02銭</td> <td>1株当たり 中間純損失 中間純損失が計上 されているため、記 載していません。</td> <td>1株当たり 当期純損失 当期純損失が計上 されているため、記 載していません。</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度	1株当たり純資産額 104,382円38銭	1株当たり純資産額 124,517円93銭	1株当たり純資産額 145,585円09銭	1株当たり 中間純利益 459円06銭	1株当たり 中間純損失 21,358円36銭	1株当たり 当期純損失 20,058円87銭	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 442円02銭	1株当たり 中間純損失 中間純損失が計上 されているため、記 載していません。	1株当たり 当期純損失 当期純損失が計上 されているため、記 載していません。		
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度												
1株当たり純資産額 104,382円38銭	1株当たり純資産額 124,517円93銭	1株当たり純資産額 145,585円09銭												
1株当たり 中間純利益 459円06銭	1株当たり 中間純損失 21,358円36銭	1株当たり 当期純損失 20,058円87銭												
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 442円02銭	1株当たり 中間純損失 中間純損失が計上 されているため、記 載していません。	1株当たり 当期純損失 当期純損失が計上 されているため、記 載していません。												

(2) 【その他】

該当事項はありません。



## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		4,211,906		8,697,920		16,885,748	
2. 売掛金		970,274		1,929,136		1,993,023	
3. たな卸資産		17,693		68,105		211,440	
4. 繰延税金資産		21,690		87,113		63,700	
5. その他	※3	291,481		1,755,757		357,104	
6. 貸倒引当金		—		△10,745		—	
流動資産合計		5,513,046	36.1	12,527,289	43.0	19,511,018	66.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物		52,196		56,087		49,443	
(2) 器具備品		70,834		71,044		60,968	
計		123,030		127,131		110,412	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		778,156		908,837		1,015,989	
(2) ソフトウェア仮勘定		477,607		1,700,789		417,713	
(3) その他		22,399		17,908		20,132	
計		1,278,162		2,627,534		1,453,835	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		8,221,861		13,575,290		8,207,481	
(2) 敷金・保証金		103,826		155,199		109,431	
(3) 繰延税金資産		—		97,218		—	
(4) その他		21,124		23,217		19,133	
計		8,346,812		13,850,926		8,336,047	
固定資産合計		9,748,006	63.9	16,605,592	57.0	9,900,295	33.7
資産合計		15,261,053	100.0	29,132,881	100.0	29,411,313	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債	※2						
1. 買掛金		59,911		590,000		503,494	
2. 短期借入金		455,000		—		340,000	
3. 1年内返済予定長期借入金		30,800		15,300		30,700	
4. 未払金		224,423		280,179		353,059	
5. 未払法人税等		63,050		244,197		377,061	
6. 賞与引当金		21,608		25,430		22,330	
7. その他		64,866		72,323		79,391	
流動負債合計		919,660	6.0	1,227,432	4.2	1,706,038	5.8
II 固定負債	※2						
1. 長期借入金		15,300		—		—	
2. 繰延税金負債		6,932		—		1,887	
固定負債合計		22,232	0.2	—	—	1,887	0.0
負債合計		941,893	6.2	1,227,432	4.2	1,707,926	5.8
(資本の部)							
I 資本金		6,729,764	44.1	—	—	13,232,127	45.0
II 資本剰余金							
1. 資本準備金	7,645,402		—		14,147,764		
資本剰余金合計		7,645,402	50.1	—	—	14,147,764	48.1
III 利益剰余金							
1. 利益準備金	2,500		—		2,500		
2. 任意積立金	1,500		—		1,500		
3. 当期末処分利益又は中間未処理損失(△)	△65,263		—		323,682		
利益剰余金合計		△61,263	△0.4	—	—	327,682	1.1
IV その他有価証券評価差額金		11,578	0.0	—	—	3,791	0.0
V 自己株式		△6,321	△0.0	—	—	△7,977	△0.0
資本合計		14,319,159	93.8	—	—	27,703,387	94.2
負債及び資本合計		15,261,053	100.0	—	—	29,411,313	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金			—		13,236,043	45.4	—
2 資本剰余金							
(1)資本準備金		—		14,151,681		—	
資本剰余金合計			—	14,151,681	48.6		—
3 利益剰余金							
(1)利益準備金		—		2,500		—	
(2)その他利益剰余金							
別途積立金		—		1,500		—	
繰越利益剰余金		—		548,844		—	
利益剰余金合計			—	552,844	1.9		—
4 自己株式			—	△8,621	△0.0		—
株主資本合計			—	27,931,947	95.9		—
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金			—	△26,498			—
評価・換算差額等合計			—	△26,498	△0.1		—
純資産合計			—	27,905,449	95.8		—
負債及び純資産合計			—	29,132,881	100.0		—

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			1,670,370	100.0		3,347,709	100.0		4,693,964	100.0
II 売上原価			830,280	49.7		1,688,322	50.4		2,092,062	44.6
売上総利益			840,090	50.3		1,659,386	49.6		2,601,901	55.4
III 販売費及び一般管理費			731,670	43.8		1,260,337	37.7		1,856,614	39.5
営業利益			108,419	6.5		399,049	11.9		745,286	15.9
IV 営業外収益	※2		49,854	3.0		35,096	1.0		143,775	3.0
V 営業外費用	※3		5,871	0.4		11,212	0.3		85,420	1.8
経常利益			152,403	9.1		422,933	12.6		803,642	17.1
VI 特別利益			2,804	0.1		104	0.0		32,109	0.7
VII 特別損失	※4		710	0.0		80,567	2.4		32,532	0.7
税引前中間(当期)純利益			154,496	9.2		342,471	10.2		803,218	17.1
法人税、住民税及び事業税		49,696			219,047			351,184		
法人税等調整額		16,168	65,864	3.9	△101,738	117,309	3.5	△25,544	325,639	6.9
中間(当期)純利益			88,632	5.3		225,162	6.7		477,578	10.2
前期繰越損失			153,896			—			153,896	
中間未処理損失(△)又は当期未処分利益			△65,263			—			323,682	

③【中間株主資本等変動計算書】

	株主資本						自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				別途積立金	繰越利益剰余金					
平成17年12月31日 残高 (千円)	13,232,127	14,147,764	2,500	1,500	323,682	△7,977	27,699,596	3,791	27,703,387	
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	3,916	3,916					7,833		7,833	
中間純利益					225,162		225,162		225,162	
自己株式の取得						△644	△644		△644	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)								△30,289	△30,289	
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	3,916	3,916	-	-	225,162	△644	232,351	△30,289	202,061	
平成18年6月30日 残高 (千円)	13,236,043	14,151,681	2,500	1,500	548,844	△8,621	27,931,947	△26,498	27,905,449	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月 30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月 30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券</p> <p>(イ) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>(ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>① 仕掛品 個別法による原価法</p> <p>② 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券</p> <p>(イ) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。）</p> <p>(ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>① 仕掛品 同左</p> <p>② 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券</p> <p>(イ) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>(ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>① 仕掛品 同左</p> <p>② 貯蔵品 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、市場販売目的のソフトウェアについては見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却しており、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
5. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってお ります。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 海外取引における為替変動に 対するリスクヘッジのため、為 替予約取引を行っております。 なお、リスクヘッジ手段として のデリバティブ取引は為替予約 取引のみ行うものとしておしま す。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段に関する重要な条 件がヘッジ対象と同一であり、 ヘッジ開始時及びその後におい ても継続して相場変動が完全に 相殺されるものであると想定で きる場合にはヘッジの有効性の 判定は省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
6. その他中間財務諸表（財 務諸表）作成のための基 本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>



中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日))を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、27,905,449千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改定により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が18,386千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が、それぞれ18,386千円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月3日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が66,754千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ66,754千円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日)	前事業年度 (平成17年12月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 308,511千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 315,036千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 315,236千円
※2. 担保に供している資産 著作権 一千元	※2. 担保に供している資産 著作権 一千元	※2. 担保に供している資産 著作権 一千元
上記に対応する債務 1年内返済予定 長期借入金 30,800千円 長期借入金 15,300	上記に対応する債務 1年内返済予定 長期借入金 15,300千円	上記に対応する債務 1年内返済予定 長期借入金 30,700千円
合計 46,100		
※3. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※3. 消費税等の取扱い 同左	※3. ———

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1. 減価償却実施額 有形固定資産 17,004千円 無形固定資産 214,410	1. 減価償却実施額 有形固定資産 18,049千円 無形固定資産 400,702	1. 減価償却実施額 有形固定資産 35,521千円 無形固定資産 491,618
※2. 営業外収益の主要項目 受取利息 2,388千円 為替差益 47,111	※2. 営業外収益の主要項目 受取利息 16,237千円 有価証券利息 631 受取配当金 8,000 為替差益 9,581	※2. 営業外収益の主要項目 受取利息 6,150千円 為替差益 137,148
※3. 営業外費用の主要項目 支払利息 4,545千円 新株発行費 1,325	※3. 営業外費用の主要項目 支払利息 2,574千円 オプション評価損 6,601	※3. 営業外費用の主要項目 支払利息 8,601千円 新株発行費 76,462
※4. ———	※4. 特別損失の主要項目 投資有価証券評価損 78,195千円	※4. ———

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当中間会計期間増 加株式数(株)	当中間会計期間減 少株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
普通株式(注)	11.85	0.87	—	12.72
合計	11.85	0.87	—	12.72

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0.87株は、端株の買取による増加であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>34,916</td> <td>9,777</td> <td>25,139</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>8,385千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>17,340</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,725</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3,095千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3,185</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>205</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具備品	34,916	9,777	25,139	1年内	8,385千円	1年超	17,340	合計	25,725	支払リース料	3,095千円	減価償却費相当額	3,185	支払利息相当額	205	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>42,283</td> <td>18,382</td> <td>23,901</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>8,681千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16,026</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,707</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,500千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,368</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>276</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具備品	42,283	18,382	23,901	1年内	8,681千円	1年超	16,026	合計	24,707	支払リース料	4,500千円	減価償却費相当額	4,368	支払利息相当額	276	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>34,916</td> <td>14,013</td> <td>20,903</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7,920千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>13,643</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,595千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7,421</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>543</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具備品	34,916	14,013	20,903	1年内	7,920千円	1年超	13,643	合計	21,564	支払リース料	7,595千円	減価償却費相当額	7,421	支払利息相当額	543
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	34,916	9,777	25,139																																																											
1年内	8,385千円																																																													
1年超	17,340																																																													
合計	25,725																																																													
支払リース料	3,095千円																																																													
減価償却費相当額	3,185																																																													
支払利息相当額	205																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	42,283	18,382	23,901																																																											
1年内	8,681千円																																																													
1年超	16,026																																																													
合計	24,707																																																													
支払リース料	4,500千円																																																													
減価償却費相当額	4,368																																																													
支払利息相当額	276																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	34,916	14,013	20,903																																																											
1年内	7,920千円																																																													
1年超	13,643																																																													
合計	21,564																																																													
支払リース料	7,595千円																																																													
減価償却費相当額	7,421																																																													
支払利息相当額	543																																																													

## (有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)、当中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)及び前事業年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)において子会社株式で時価のあるものはありません。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	
1株当たり純資産額	505,438円90銭	1株当たり純資産額	277,651円02銭	1株当たり純資産額	275,921円75銭
1株当たり中間純利益	3,133円45銭	1株当たり中間純利益	2,240円80銭	1株当たり当期純利益	5,536円50銭
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	3,059円99銭	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	2,206円28銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	5,411円72銭
		当社は、平成17年10月20日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。		当社は、平成17年10月20日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。	
		1株当たり純資産額 168,479円63銭		1株当たり純資産額	167,779円21銭
		1株当たり中間純利益 1,044円48銭		1株当たり当期純利益	3,443円08銭
		潜在株式調整後		潜在株式調整後	
		1株当たり中間純利益 1,020円00銭		1株当たり当期純利益	3,331円06銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下の通りであります。

	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日)	前事業年度末 (平成17年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	—	27,905,449	—
純資産の部の合計額から控除する 金額(千円)	—	—	—
(うち少数株主持分)	(—)	(—)	(—)
普通株式に係る中間期末(期末) の純資産額(千円)	—	27,905,449	—
中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	—	100,505.48	—

(注) 2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	88,632	225,162	477,578
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益(千円)	88,632	225,162	477,578
期中平均株式数(株)	28,286	100,483	86,260
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	679	1,572	1,989
(うち新株予約権)	(679)	(1,572)	(1,989)
希薄化効果を有しないため潜在 株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	商法第280条ノ20及び商法第280条 ノ21の規定に基づく新株予約権 (ストックオプション) 173株	旧商法第280条ノ20及び旧商法第 280条ノ21の規定に基づく新株予約 権(ストックオプション) 1,163株	商法第280条ノ20及び商法第280条 ノ21の規定に基づく新株予約権 (ストックオプション) 834株



## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第21期）（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）平成18年3月30日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成18年4月24日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権証券の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 松野 雄一郎 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中塚 亨 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成17年1月1日から平成17年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成17年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月26日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックスの平成17年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月26日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックスの平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。